

## 2023—2025年度意識定点調査業務

(公告/公示日：2023年7月14日/公告番号：23a00395) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答(案)
1	p.2	第1-4. 手続全般にかかる事項(2)	本事業にかかる書類の提出は、いかなる種類・手段による場合も原則パスワードを付与しないで提出するという認識で相違ないでしょうか。認識が異なる場合、パスワードの付与が必要な書類と設定パスワードにかかる規定(あれば)をご教示ください。	書類の授受を行う場合は、パスワードを付与しますが、毎回変更するようなパスワードではなく、同一のパスワードを使用予定です。
2	p.2	第1-4. 手続全般にかかる事項(2)	電子入札システムの使用にあたっては、入札参加者において電子入札システム使用のためICカードリーダーなどの準備が必要なものと認識しております。万一これらの設定が難しい場合、他手段によって書類等を提出することは可能でしょうか。	競争参加資格申請及び入札書提出については電子入札システムのみによる受付となるため、電子入札システムに適応した準備が必要となります。
3	p.5	第1-7. 下見積書	下見積書は最終的な見積もりではなく、技術提案書と同時に提出する入札書とはその内容や金額が異なっても問題ないものと認識しております。認識相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、積算項目については、入札説明書の第4の別紙の積算様式に従ってください。
4	p.5	第1-10. 技術提案書・入札書(1)	技術提案書や入札書は、提出期日以前であれば、一度提出した後に差し替えて再提出が可能でしょうか。もし再提出にあたり、提出方法やご連絡に関する留意事項がございましたらそちらも併せてご教示ください。	入札説明書第1-10.(2)-1)に記載のとおり、一旦提出された技術提案書及び入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
5	p.8	第1-16. 落札者の決定方法10. 技術提案書・入札書(1)	技術評価を担当される方は、どのような部署・ご経験の方でしょうか。複数名いらっしゃる場合はそれぞれについて、差し支えない範囲でご教示ください。	本件の主管部署にて技術評価を行います。それ以上の情報は開示しておりません。
6	P9	第1-17. 契約書の作成及び締結(1)	「電子署名」とありますが、使用するシステムの使用や追加要件があるのでしょうか？また、いかなる形態となるのでしょうか？また、「書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。」と記載されていることから、希望する場合は書面での契約でも問題なくご対応いただけるという認識で相違ないでしょうか。	電子契約については、以下をご参照ください。 <a href="https://www.jica.go.jp/Resource/announce/information/20221021_02.html">https://www.jica.go.jp/Resource/announce/information/20221021_02.html</a> 電子契約書での契約を原則とさせていただきますが、貴社の情報セキュリティ上の理由などにより、どうしても電子契約書での契約ができない場合には、ご相談に応じさせていただきます。
7	P9	第1-18. 競争・契約情報の公表	「契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。」とのことですが、公表場所は貴機構調達情報サイト( <a href="https://www.jica.go.jp/about/announce/">https://www.jica.go.jp/about/announce/</a> )内調達実績で相違ないでしょうか。異なる場合、公表場所をご教示ください。	ご理解のとおりです。詳細は以下をご覧ください。 <a href="https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a>
8	p.11	第2-1.	2004年度から実施されているスタッフ意識定点調査について、その内容や結果はどのようなものでしょうか。その報告書の内容(分析方法・結果)について、差し支えない範囲でご教示ください。	JICAで働く職員・スタッフに対する、選択式(80問程度)と自由記述式(1問程度)の調査です。質問内容は、調査項目に記載されているとおりですが、「JICAのビジョンを踏まえて日々の業務に取り組んでいるか」、「JICAの提供するサービスに誇りを持っているか」、「海外赴任への意欲をもっているか」、「JICAの意思決定の過程は、明確で、透明であるか」、「JICAは、蓄積されたナレッジを活用した仕事ができているか」などです。報告書の内容は、入札説明書類13ページの「⑥報告書の作成及び報告会の実施」に記載している通りです。
9	p.11	第2-1.	2022年度に実施された質問項目の見直しは、どのようなものでしょうか。見直し前後の質問項目をいずれもご共有いただきたくお願いいたします。	2022年度は、人事制度改革やDX改革等の実施中の改革に関する質問を追加したり、現状を問う質問に関して要因分析をするための質問を追加したり、現在は自明のもの/打ち手の所在を明確化しにくいもの/同じことを問うために複数問設けているもの等を削除/統合しました。

10	p. 11	第2 4. (1)	本事業の調査対象者は、貴機構における全職種・前所属におけるすべての職員の方でしょうか。もしも対象外の方がいらっしゃる場合にはその内容と対象者選定理由をご教示ください。	委任契約に基づく方は、対象外としています。
11	p. 11	第2 4.	事業期間における発注者との打ち合わせ及び連絡、業務仕様書にて英語での作成が指定された全体報告書以外の会議資料等は、すべて日本語によるものという認識で相違ないでしょうか。ご認識異なる場合、日本語以外の言語を用いる対象と使用言語をご教示ください。	ご理解の通りです。
12	p. 13	第2 4. (2)⑤	(ア) 選択式回答について、属性別回答の表示最小回答数は変更可能でしょうか。最小回答数4名ですと回答者と回答が判明しやすいため、最小回答数の引き上げを推奨しております。	必要に応じて検討させていただきます。
13	p. 14	第2 4. (2)⑥	(イ) 報告書部数について、全体報告書1部(和・英)に加え、部門別・拠点毎に計約150部それぞれ異なる報告書を作成するという認識で相違ないでしょうか。	ご理解の通りです。部門別・拠点別報告書は、全体報告書よりは簡易なものですが、部門・拠点数の数だけ必要となります。
14	p. 19	第3 別紙	評価項目1(2)資格・認証等について、証明書の写しを提出する場合は、技術提案書PDFの末尾に付す、または別ファイルとして技術提案書と同時に提出する方法で問題ないでしょうか。別の方法で想定されている場合、その方法をご教示ください。	入札説明書第3.3.その他に記載のとおり、技術提案書は可能な限り1つのPDFファイルにまとめたの提出をお願いしておりますが、難しい場合は別ファイルとして提出いただいても構いません。
15	P19	第3 別紙	「情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等)」の取得は当該法人が取得していることを必要とするでしょうか?それとも、グループ会社や親会社が取得しており、同等の体制がしかれている場合も考慮の対象となるでしょうか?	取得状況について技術提案書に記載ください。状況に応じて評価いたします。
16	p. 19	第3 別紙	評価項目2(5)その他について、本事業に対し入札説明書で想定している以上の内容を追加提案し、その実施及び内容に応じ入札書提示額に加えて追加費用を請求することは可能でしょうか。それとも、入札書による提示額の中で実施可能な提案のみが認められるということでしょうか。	技術提案書でご提案いただくことは可能です。ただし、本件は入札案件ですので、入札説明書第2 業務仕様書(案)に記載の業務及びそれに対応する入札額をもとにした契約となります。
17	p. 20	第4 1. (1)	本委託業務に必要な全ての費用には、旅費も含まれるということで相違ないでしょうか。また打ち合わせ等におけるオンライン会議ツールの使用可否及び貴機構に伺って対面で会議を実施する場合は、本入札連絡先住所(東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)で相違ないかご教示ください。	ご理解の通りです。通常の打ち合わせはTeamsを通じたりリモート会議等で実施し、報告会のみ対面での実施を想定しています。
18	p. 21	第5 2.	本事業の契約金額は、契約金額内訳書と同様、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定するという認識で相違ないでしょうか。また、もしも開札後に契約金額の変更が生じる可能性として現時点で想定されているものがございましたらご教示ください。	開札、落札後に契約金額に入札金額から変更が生じることは原則なく、入札説明書の第4 別紙積算様式に基づき、積算いただいた入札金額により契約締結を行います。
19	P22	第5 第4条	「再委託又は下請負の禁止」の「第三者」の範囲ですが、受託者のグループ関係会社の連携も禁じる趣旨でしょうか?それともグループ関係会社以外の純粋な第三者への再委託、下請負のみが禁止されている趣旨でしょうか?また「発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託が可能」と記載されておりますが、質問文等の英語翻訳や意識調査回答サイトの構築における技術的遂行については再委託が可能な範囲として認められるものではないでしょうか。認められないまたは条件付きで認められる場合、その理由や詳細をご教示ください。	受託者のグループ関係会社の連携を禁じる趣旨はございません。想定されている連携、及びその他想定している再委託の体制も含めて想定される体制を技術提案書の業務実施体制にて記載ください。質問文等の英語翻訳や意識調査回答サイトの構築における技術的遂行については再委託が可能な範囲として認められます。なお、再委託の実施にあたっては発注者からの許諾を前提とします。

20	p. 24	第5 第8条	<p>第8条一般的損害に対する賠償責任については、現行の記載ですとその範囲や賠償額が明確でなく、受注者として社内規則上もこの内容で契約することが困難であることが想定されます。取引契約上、損害賠償の対象を通常の実損害に限り逸失利益等を対象外とする等、損害賠償責任の制限を規定すること自体は比較的良くある形態の一つであり、商慣習上も一般的なものと理解しておりますが、損害賠償責任の制限と条件を付する形に変更することは可能でしょうか？弊社としては以下のような規定を希望しますが、上記の反映が難しい場合、その理由と代替案をご教示ください。</p> <p>【変更条件】</p> <p>1. 発注者の本件業務が、本契約の条件に合致しない場合には、発注者はすみやかに受注者に通知し、受注者は受注者の判断で、不適合であった本件業務を、追加の費用なしに再履行するか、または、その本件業務について支払われた報酬の該当する部分を発注者に返還するものとする。</p> <p>2. 本件業務の再履行、該当する部分の報酬の払戻しが損害に対する適切な救済とならない場合、契約責任、不法行為責任（過失を含む）、法律上の義務違反、またはその他の法律上の原因の如何を問わず、本件業務から生じ、または関連するいかなる損失についても、発注者に対する受注者および関係会社並びにその従業員、取締役、役員、代理人および下請業者（以下「関係者」という。）の責任の総額は、書面で別段の合意がなされない限り、(a)2500万円、または(b)本件業務の範囲の開始後12か月の期間中に本件業務範囲に従って提供された本件業務の対価として受注者に対して支払われた料金の合計金額のいずれか大きい方を超えないものとする。</p> <p>3. 前項の規定は、(a)受注者または受注者の関係者の過失の結果生じる死亡または傷害、(b)故意に基づく不法行為、(c)詐欺、または(d)法律上免責または制限してはならないその他の責任の場合における受注者または受注者の関係者の責任を免除または制限しないものとする。</p> <p>4. 同様な場合においても、受注者または受注者の関係者もしくは関係会社は、いかなる偶発的、特別、懲罰的またはいかなる種類の結果損害（所得の損失、利益損失その他の金銭的損失を含みますがこれらに限定されない）について、責任を負わないものとする。</p>	原則、契約書案に従い契約をお願いしております。
21	p. 24	第5 第9条	<p>第9条第三者に及ぼした損害について、本事業においては業務仕様書（案）4. 業務の内容から、第三者へ役務や成果物の提供は予定されていないものと理解しております。また、第三者の範囲は広範で、解釈も困難です。そのため、契約書案第9条を削除することは可能でしょうか。また以下の規定を明記頂くことは可能でしょうか？</p> <p>「1. 本契約の条件は、頭書に記載する当事者に対してのみ、法的拘束力を有する権利を付与し、他の者（以下「第三者」という。）に、法的拘束力を有する権利を付与するものではない。</p> <p>2. 発注者は、第三者が受注者が提供した成果物を信頼したことから生ずるいかなる結果に対しても、一切責任を負わないものとする。受注者が第三者に対して成果物を提供することに同意する場合、発注者は、当該第三者には受注者の成果物に依拠する権利が与えられていないという事実を確実に認識させる責任を負うものとする。</p> <p>3. 発注者は、第三者が、法的手続等に従って、発注者に提供した本件サービスに関連するデータまたは情報を請求または要求した場合、それに対応することにより受注者に発生したすべての費用（合理的な弁護士費用を含む）を払い戻すものとする。」</p> <p>万一、上記の反映がいずれも難しい場合、その理由と代替案をご教示ください。</p>	原則、契約書案に従い契約をお願いしております。
22	P24	第5 10条3項	<p>業務完了届の受理の標準処理期間乃至、受理の回答が頂ける期間はかほどのサイクルが想定されるでしょうか？受理の翌営業日には受理自体の回答はいただけるでしょうか。異なる場合はその期間をご教示ください。</p>	受理について回答可能です。検査結果については、同項に規定のとおり、10日以内に通知を行います。
23	P24	第5 10条3項	<p>確認検査から検査合格まではかほどのサイクルが想定されるでしょうか？業務完了届受理の翌日から起算して10営業日以内に検査結果が通知されるという理解で相違ないでしょうか。異なる場合、受理から起算して何日までに通知されるかご教示ください。また万一、成果物納入から回答を頂けない場合、業務完了届の受理から何日が経過した場合合格みなしとして頂けるのか？当方では2週間を想定しておりますが、異なる場合はその期間をご教示ください。</p>	検査結果については、同項に規定のとおり、10日以内に通知を行います。

24	p. 25	第5 第12条	<p>業務説明書の内容から、本事業の成果物は受注者の事業継続に不可欠な知的財産や競争上重要な知見を含むことが想定されるところ、提案の規定は本来の著作権の対価と比して安価に権利が譲渡される内容、著作権人格権の不行使特約で、受注者が受注以後、知財権の活用を著しく妨げる条件と見受けられるものがあります。業界のビジネスモデルの前提として、成果物の知的財産権は保持させていただき、権利者として秘密情報等を乗りのぞいた形で活用していく必要性、発注者による通常の組織内の使用には特段問題は生じないことから著作権人格権不行使特約を設けるべき許容性を見いだせない要素もあり、以下のような規定に修正いただくことは可能でしょうか？</p> <p>発注者は、発注者または発注者の代理人が受注者に対して提供する全てのオリジナル・データおよび資料の所有権、ならびに当該データの知的財産権を保有するものとする。発注者は、発注者に提供された成果物の写しを、発注者の組織内において内部目的のために利用、複製、および翻案を行う権利を有する。受注者は、成果物、本サービスの提供の過程で受注者が使用または取得した技能、ならびにノウハウおよび方法論に係る知的財産権を保有する。</p> <p>2. 受注者が提供する本業務（受注者が発注者に対して提供する成果物を含む）は、想定された目的のためにのみ提供されるものであって、受注者の書面による事前の承諾なしに、いかなる他の者に対しても参照させたり、配布しないものとする。発注者は、各関係会社が、当事者であった場合と同様に本条項を遵守し、かつ、発注者がかかる遵守について責任を負うことを条件として、発注者の関係会社に対して受注者の成果物を配布することができる。</p> <p>上記の反映が難しい場合、その理由と代替案をご教示ください。</p>	原則、契約書案に従い契約をお願いしております。
25	p. 21-34	第7条、第11条、第13条、第16条、第18条、第19条、第23条を含む、賠償責任関係部分	<p>第8条に加え、本契約書案における損害賠償については、現行の記載ですとその範囲や賠償額が明確でなく、受注者として社内規則上もこの内容で契約することが困難であることが想定されます。そのため、賠償金額の上限として取引契約上、損害賠償の対象を通常の実損害に限り逸失利益等を対象外とする等、損害賠償責任の制限を規定すること自体は比較的良くある形態の一つであり、商慣習上も一般的なものと理解しておりますが、損害賠償責任の制限と条件を付する形に変更することは可能でしょうか？弊社としては以下のような規定を希望しますが、本事業の契約金額を設定することは可能でしょうか。上記の反映が難しい場合、その理由と代替案をご教示ください。</p> <p>【変更条件】  契約責任、不法行為責任（過失を含む）、法律上の義務違反、またはその他の法律上の原因の如何を問わず、本件業務から生じ、または関連するいかなる損失についても、発注者に対する受注者および関係会社並びにその従業員、取締役、役員、代理人および下請業者（以下「関係者」という。）の責任の総額は、書面で別段の合意がなされない限り、  (a) 2500万円、または (b) 本件業務の範囲の開始後12か月の期間中に本件業務範囲に従って提供された本件業務の対価として受注者に対して支払われた料金の合計金額のいずれか大きい方を超えないものとする。</p>	原則、契約書案に従い契約をお願いしております。
26	p. 31	第5 第25条	提供役務の性質上、弊社からも秘密情報の開示があり得、当該情報については貴機構にも秘密保持をお願いする必要のある情報の開示があり得ますが、双方型への規定に変更いただくことは可能でしょうか？変更が難しい場合、その理由と代替案をご教示ください。	原則、契約書案に従い契約をお願いしております。個別の事情については落札後改めて協議させていただきます。開示頂いたベンチマークのデータに関しては、JICA内への開示が必要になります。
27	pp. 32-33	第5 第26条	<p>本規定においては、受注者側の義務についてしか規定されていません。しかし、個人情報保護法上、貴機構も個人情報取扱事業者該当し、所定の義務を負う要素もあろうかと存じます。貴機構側でご対応いただくべき個人情報保護法上の義務についてはすべて貴機構内において履行され、受注者側の業務範囲に影響する事項はない理解でよいでしょうか？また仕様書には記載されていませんが、貴機構内における貴機構役職員とのコミュニケーションや同意取り付け等についていかなる形で対応される想定かも受注側業務範囲に影響するため、その想定を関係者や方法、場面等について詳細にご教示ください。</p>	<p>JICA側で対応すべき個人情報保護法上の義務についてはすべてJICA内にて履行され、受注者側の業務範囲に影響する事項はない予定です。</p> <p>JICAと受注者間のコミュニケーションや同意取り付けについては、メールや打合せ簿、面談記録などで対応予定です（質問の見直しがある場合や、スケジュール確認、システム仕様確認等）。JICA内のコミュニケーション方法については、お任せいただきます。</p>
28	p. 12	第2 4. (1)②(オ)所属	所属は本部1～4、国内機関、在外事務所1～4の計9区分でよい。例えば「国内事業部」の職員は「本部2」を選択する、システムでは当該職員が「国内事業部」かどうかは認識できない、設定ということでよい。	最終的に部門別報告を行うため、所属は本部1～4 / 国内機関 / 在外事務所1～4 を選択した後、次の段階で具体的な所属部署「〇〇部」を選択します。

29	p. 14	第2 4. (2)⑥(イ)報告書	<p>「部門別・拠点別に 合計 約 150 部（和）作成する。」とあるが、ここでいう部門・拠点というのは第2 4. (1)②(オ)所属内に記載されている本部1～4、国内機関、在外事務所1～4の計9区分でよいか。</p> <p>例えば「インドネシア事務所」のみを分析した報告書はなく、9種類の報告書を合計150部印刷するということによいか（「インドネシア事務所」分として「在外事務所1（アジア・大洋州地域）報告書を印刷）。</p>	<p>「部門別・拠点別に 合計 約 150 部（和）作成する。」の部門・拠点というのは第2 4. (1)②(オ)所属内に記載されている本部1～4、国内機関、在外事務所1～4の9区分に紐づく約150の部門です。例えば「インドネシア事務所」のみを分析した報告書が必要、という趣旨です。</p>
30	p. 14	第2 4. (4)再委託の可否	<p>入札に参加する日本法人（弊社）の海外グループ会社の利用は「再委託」に該当しないということによいか。</p>	<p>他法人であるので再委託に該当すると考えられます。想定されている業務内容、利用内容について技術提案書の業務実施体制にて記載ください。再委託となる場合は再委託にあたって発注者による許諾が必要となります。</p>